

船舶インシデント調査報告書

令和3年8月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和2年8月1日 18時30分ごろ
発生場所	長崎県 ^{ひらど} 平戸市平戸島南東方沖 下枯木島 ^{しもかれき} 灯台から真方位260° 1.5海里付近 (概位 北緯33° 12.0′ 東経129° 28.5′)
インシデントの概要	貨物船みかげは、航行中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年9月15日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 みかげ、749トン 142503、井本船舶株式会社（船舶所有者）、井本商運株式会社（船舶借入人） ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力2,059kW、回転数 毎分750、6気筒、ボア280mm、使用燃料油C重油、平成27 年5月機関製造、平成27年7月2日進水
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海） 機関長、三級（機関）（機関限定）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風速 約3m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長及び機関長ほか6人が乗り組み、航行中、主機の燃料油圧力警報が作動し、機関長が主機を停止した。</p> <p>機関長は、本船の投錨後、機関室を点検したところ、船尾側から順に番号が付された主機1番シリンダの燃料ポンプ（ボッシュ型プランジャーポンプ）（以下「本件ポンプ」という。）から燃料油が漏れいしているのを認めた。</p> <p>本船は、船長から運航不能の連絡を受けた船舶所有者が手配したタグボートによりえい航されて入港した。</p> <p>本船は、本インシデント後、主機の製造会社が点検した結果、本件ポンプ取付用スタッドボルトの締付けに緩みを生じ、同スタッドボルト4本のうち1本が折損するとともに別の1本のナットが外れたことにより、本件ポンプが振動し、本件ポンプの燃料油戻し配管（以下「本件配管」という。）が破損して燃料油が漏れいたものと判明した。</p> <p>機関長は、ふだん、本件ポンプ取付用スタッドボルトの締付けを確</p>

	認していなかった。
分析	本船は、本件ポンプ取付用スタッドボルトの締付けが確認されていない中、本件ポンプ取付用スタッドボルトの締付けに緩みを生じ、同スタッドボルト4本のうち1本が折損するとともに別の1本のナットが外れ、本件ポンプが振動したことから、本件配管が破損して燃料油が漏えいし、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船において本件ポンプ取付用スタッドボルトの締付けが確認されていない中、本件ポンプ取付用スタッドボルトの締付けに緩みを生じ、同スタッドボルト4本のうち1本が折損するとともに別の1本のナットが外れ、本件ポンプが振動したため、本件配管が破損して燃料油が漏えいし、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機関長は、定期的に機器の巡視を行い、燃料ポンプ取付用スタッドボルトの締付け等の点検を行うこと。